



埼玉県報

第250号
令和3年(2021年)
10月8日
金曜日

目次

告示

- 金属対応産業用3Dプリンタに関する落札者等の公示(入札課)
- PLC制御実習装置に関する落札者等の公示(入札課)
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 総合リハビリテーションセンター使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務委託に関する告示(総合リハビリテーションセンター)
- 総合リハビリテーションセンター使用料及び手数料の収納事務委託に関する告示(総合リハビリテーションセンター)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 美児沢用水土地改良区の役員退任届(本庄農林振興センター)
- 中島用悪水路土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 和光都市計画都市再開発の方針の変更及び図書の縦覧(市街地整備課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 監査結果の公表(監査第二課)
- 措置通知の公表(監査第二課)

正誤

- 埼玉県告示第1113号中訂正(用地課)

告 示

埼玉県告示第千百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
金属対応産業用 3Dプリンタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立大宮工業高等学校 埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社オキナヤ 埼玉県熊谷市江南中央2丁目17番1号
- 5 落札金額
51,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
P L C制御実習装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立大宮工業高等学校 埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
33,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設 の 名 称	受託者の住所、 名称及び代表者氏名	委託 期 間
埼玉県総合リハビリ テーションセンター	東京都港区港南一丁目七番十八号 株式会社ソラスト 代表取締役 藤 河 芳 一	令和三年十月 一日から令和 六年十月一日 まで

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設 の 名 称	受託者の住所、 名称及び代表者氏名	委託 期 間
埼玉県総合リハビリ テーションセンター	東京都港区港南一丁目七番十八号 株式会社ソラスト 代表取締役 藤 河 芳 一	令和三年十月 一日から令和 六年十月一日 まで

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

（変更後）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）サイボー株式会社 代表取締役 飯塚剛司

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

（変更後）サイボー株式会社 代表取締役 飯塚榮一

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 未定

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計七十八者

ハ 変更年月日

令和三年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和三年九月十日

二 縦覧期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和三年三月一日

ニ 届出年月日

令和三年九月二十二日

二 縦覧期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美児沢用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	中 兼 俊 徳	埼玉県児玉郡美里町大字広木千四百四十七番地

告示

埼玉県告示第千百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和三年十月四日認可した。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

中島用悪水路土地改良区

二 事務所の所在地

幸手市

告示

埼玉県告示第千百三十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

三 作業地域

高崎河川国道事務所管内（烏川、神流川）

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年三月二十五日まで

告示

埼玉県告示第千百三十三号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（一級、二級、三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年二月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

令和三年九月七日から令和四年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市押切字沼上二千四百八十一番一、二千四百八十四番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十立方メートル

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和光都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十月八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年十月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和三年十月八日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

令和3年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和2年度、令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 193 機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和3年4月15日～令和3年8月20日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 7件 (6機関)

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部	共助社会づくり課	令和2年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金について、規則で定めている補助事業者からの変更交付申請書の徴取及び変更交付決定通知書の交付を行わないまま、支出負担行為の変更を行ったことは不適切であった。
2	危機管理防災部	危機管理課	令和2年度に締結した「令和2年度埼玉県震災対策行動計画策定調査業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
3	農林部	森づくり課	債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られたことは、管理体制として不適切であった。
4	会計管理者	出納総務課	県収入証紙の紛失について、埼玉県財務規則第215条の規定に基づく事故報告を行わなかったのは不適切であった。
5	会計管理者	出納総務課	令和2年度に締結した「令和2年度公用車安全運転実技研修」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。
6	教育委員会	保健体育課	令和2年度に締結した「埼玉県学校安全総合支援事業委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
7	教育委員会	教職員採用課	令和2年度に締結した「令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験等適性検査採点処理業務委託単価契約」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項について定めておらず、当該誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課 産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課

警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、 装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全 対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対 策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務 課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、 機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査 課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、 高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安 第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピ ック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方 面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
------	--

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年十月八日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	吉川美南高等学校	令和3年6月25日 (第220号)	<p>Ⅱ部定時制課程の保護者等から徴収した平成30年度及び令和元年度の学校徴収金等の会計処理で、事務職員による約336万円の横領事件が発生した。</p> <p>学校徴収金等の事務処理において、現金出納簿の未作成のほか現金の取扱いが不適切であり、また、学校内での監査も行われていないなど、県教育委員会が定めた諸規程及び同校が自ら定めた規程に反した事務処理を行っていたことは、事務の管理執行体制という点で著しく不適切であった。</p>	<p>1 学校徴収金等の決算報告・監査及び返金手続等</p> <p>学校徴収金等の会計については、令和3年5月から7月にかけて決算報告及び監査を実施し、不適切な会計処理については是正を行った。</p> <p>なお、学校徴収金等の不適切な事務処理により滞っていた業者に対する未払金の支払い及び生徒・保護者への返金については、令和3年7月までに全て完了した。</p> <p>2 学校における再発防止策</p> <p>① 現金の取扱いを減らす取組</p> <p>Ⅱ部定時制課程では学校徴収金等を現金で徴収していたが、令和3年5月からは、原則として口座振替により徴収することとした。</p> <p>② 体制整備</p> <p>「会計処理確認に関する校長・事務室長ToDoリスト」を作成し、会計処理が適切に行われているか確認することとした。</p> <p>また、事務職員全員による打合せを毎日行い、担当間における情報共有を行い、事務室長による業務の進捗管理を徹底する。</p> <p>さらに、担当課長が決裁ラインに入り、Ⅱ部定時制の財務関係及び学校徴収金等の起案をチェックすることとした。</p> <p>③ 学校徴収金等の支出管理</p> <p>学校徴収金等に係る定期的な支払事務について、県費の支払とともに手続を一覧表にまとめ、業務の進捗状況を見える化するなどで、支</p>

				<p>私の遅延や漏れを防止することとした。</p> <p>④ 学校徴収金等に係る自己検査</p> <p>学校徴収金等について、チェックリストを作成し、県費の自己検査時と併せて毎月自己検査をすることとした。</p> <p>3 教育局における再発防止策</p> <p>① 学校徴収金等に関する全校調査（令和3年2月）</p> <p>各学校において、規程に基づき適正に会計処理が行われているか調査を実施した。</p> <p>② 現金の取扱いを減らす取組（令和3年3月）</p> <p>現金の取扱いを減らすことで再発を防ぐため、授業料等を現金で徴収している学校に対し、口座振替を積極的に活用するよう通知した。</p> <p>③ 「学校徴収金のチェックリスト」の作成、活用（令和3年4月）</p> <p>再発防止のため、新たに「学校徴収金のチェックリスト」を作成し、学校徴収金等について適正に管理するよう全校に通知した。</p> <p>④ 学校訪問による処理状況の確認（令和3年5月～）</p> <p>現金の取扱いが多い学校に対して、令和3年6月末までに緊急訪問を実施し、事務処理の点検を実施した。</p> <p>その他の学校についても、令和3年度内に全校を訪問し、チェックリストに基づき点検が行われているか確認を徹底する。</p> <p>⑤ 管理職、職員に対する研修等（令和3年4月～）</p> <p>校長会等の各種会議や研修会において、適切なマネジメント及び適切な事務処理を徹底するよう指示した。</p>
--	--	--	--	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	発達障害総合支援センター	令和3年6月25日 (第220号)	令和2年度「発達支援サポーター等育成研修事業委託」について、委託内容の執行伺書を作成していなかった。また、見積書を徴取する前に契約締結手続きを進めたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。 1 出納総務課地域出納員による全職員を対象とした財務研修を開催することとした。 2 当事務所に多い契約のケースについて、業務フローを作成し、時系列を常に確認するよう職員に周知した。 3 支出負担行為を起案する際、必ず執行伺書を添付するとともに、経理員等複数の目で執行伺書との整合性についてもチェックすることとした。
農林部	農業大学校	令和3年6月25日 (第220号)	令和元年度及び令和2年度に締結した「学生定期健康診断委託」に係る単価契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、監査から注意を受けた内容を管理職・各グループリーダーに対し職員会議において認識させるとともに、全職員にも周知し、次のとおり契約事務の再発防止策の徹底を図ることとする。 まず、令和3年6月末までに財務事務に主として携わる4名の職員を財務の知識向上のため各種財務研修に参加させた。加えて財務事務の経験又は知識の乏しい職員を対象とした出納総務課地域出納員によるオーダーメイド研修を8月末までに実施する。 さらに、令和3年度からは、全ての部署が財務のチェックシート（契約編）を活用することで、複数の目で契約に必要な手続きに漏れがないか再確認をすることとした。

正 誤

埼玉県告示第千百十三号（令和三年十月五日第二百四十九号）中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

所沢市

正

狭山市